



月報

6

# 缶詰問屋協会

(43. 6. 29. No. 18 VOL. 2)

◇ 目 次 ◇

6月の行事一覧表 .....	1
◇ 普及宣伝部会 .....	2
◇ 果実部会 .....	9
◇ 水産部会 .....	12
◇ 果実部会 .....	15
◇ 公正競争規約公聴会下打合会 .....	17
◇ 公正競争規約についての記者会見 .....	20
◇ 公正競争規約認定に関する大阪公聴会 .....	24
◇ 東京公聴会下打合会 .....	29
◇ 公正競争規約認定に関する東京公聴会 浅井会長の公述 .....	30 33
◇ パインチップジュース打合会 .....	38
◇ 公正競争規約に関するパイン缶表示打合会 .....	39
◇ 公正競争規約事務局打合会 .....	41
◇ ハム・ソーセージ及びベーコン類缶詰の製造年月日の表示 について .....	46
◇ 共同宣伝打合会 .....	48
◇ 霞が関ビル缶詰1000人パーティー .....	50
◇ 山形缶協との果実缶詰懇談会 .....	52
昭和42年産加工果実缶詰の生産・販売実績(統計) .....	60
昭和42年度産果実缶詰の生産実績(統計) .....	61
◇ 市販パイン缶詰開缶研究会 .....	57
<b>事務局報知</b> .....	58
<b>会員消息</b> .....	59
<b>関係団体報知</b> .....	59

## 全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地  
八重洲通ビル7階

電話 東京 (273) 9 2 8 9 番

### 6月の行事一覧表

公正競争規約公聴会 下打合会	6月 4日	10.30~12.30時	日 缶 協	関係団体 5名
果 実 部 会	6月 5日	13.30~16.30時	北洋商会	21名
山形缶協との果実缶 詰懇談会	6月 6日	13.30~16.30時	山形市 食糧会館	全 缶 協 14名 山形缶協 21名 県 庁 2名 製 缶 4名 関係団体 3名
公正競争規約公聴会 下打合会	6月 8日	10.00~12.00時	日 缶 協	関係団体 3名
公正競争規約につい ての記者会見	6月13日	13.30~15.30時	・	業界記者 13名
共同宣伝打合会	6月14日	16.30~17.30時	製 缶 協	関係諸団体 広告代理店
公正競争規約公聴会 (大阪)	6月17日	13.00~17.00時	大阪商工 会議所	
東京公聴会下打合会	6月18日	13.30~15.30時	日 缶 協	
公正競争規約公聴会 (東京)	6月20日	13.00~17.40時	経済企画庁 会 議 室	
市販パイン缶詰開缶 研究会	6月20日		名古屋 大東海ビル	
普及宣伝部会	6月25日	10.30~12.00時	北洋商会	21名
果 実 部 会	・	13.00~14.30時	・	21名
水 産 部 会	・	14.30~16.00時	・	17名
パインチップジュ ース打合会	6月26日	10.00~12.00時	製 缶 協	関係諸団体
公正競争規約に関す るパイン缶表示打合会	6月27日	14.00~15.00時	北洋商会	・
霞ガ関缶詰1,000人 パーティー	6月28日	13.00~16.00時	霞ガ関ビル 35・36階	マスコミ関係 一般招待
公正競争規約事務局 打合会	6月29日	13.00~17.00時	製 缶 協	関係団体

### 7月の事業予定

規約公取打診結果の 打合会	7月 4日	15.00~	日 缶 協	
食 肉 部 会	7月 5日	10.30~12.00時	北洋商会	
蔬 菜 部 会	・	13.00~14.00時	・	
果 実 部 会	・	14.00~14.30時	・	
規 格 部 会	・	14.30~16.00時	・	
西部政策調査部会	7月 8日	12.00~14.30時	大阪会館	
東部政策調査部会	7月 9日	12.00~14.30時	日本橋 精養軒	
みかん缶詰プロ クン打合会	7月10日	14.30~16.00時	北洋商会	

## 普及宣伝部会

日時 昭和43年6月25日 10・30~12・00 時

場所 ㈱北洋商会 7階会議室

- 議案
1. 部会長、副部会長選出の件
  2. 普及宣伝活動に関する件
  3. その他

出席 21名

### ※ 部会討議の概要

43年度における第2回目の普及宣伝部会であるが、この部会では任期満了に伴う部会長、副部会長の選出ならびに43年度部会活動方針を中心に協議した。

#### 1. 部会長、副部会長を決定

正副部会長は全員留任と決定した。

部会長	竹内治雄	㈱国分商店 取締役食品部長
副部会長	野田喜三郎	野田喜商事㈱ 取締役社長
・	橘田 敏夫	㈱明治屋 専務取締役

#### 2. 部会活動について

本年度の宣伝費予算は450万円であるがこのうち昨年の缶詰みかん共同宣伝協力費として350万円がすでに使用されているので、したがって100万円が残された予算となっている。このうち今年も山形の洋梨缶詰の共同宣伝に応ずるとなれば、60万円を見込むことになり、残る予算の範囲では宣伝活動は困難であり、本年度は重点的にすでに実施の段階に入っている缶詰

の共同宣伝に力をいれこれを全面的に推進するという方針が打ちだされた。

### 3. 共同宣伝の経過報告

専務理事から共同宣伝の経過について次のような報告が行なわれた。

「3月8日の浅井会長、田上会長、高橋会長の三者会談で向う3年間、製缶協会、製鉄会社の拠出により年間1億3千万円（本年度は海外宣伝に3千万円充当）の予算で共同宣伝をやるという基本方針が決まり、4月5日に全缶協普及宣伝部会を開き、4月8日共同宣伝実行委員会を開催した。全缶協側の委員として中山、祭原両副会長、竹内普及宣伝部会長、橘田、野田両副部会長の5人の方が実行委員として参加、この委員会で缶詰のスローガンおよび宣伝方法などを協議した。宣伝対象品目は6品目（みかん、桃、みつ豆、スイートコン、アスパラガス、ホワイトツナ）となつているが品目ごとに小委員会を開き、検討し5月2日プレゼンテーション作成のための専門委員会を設け、その後何回か会合して博報堂、電通（案）のなかから共同宣伝としてふさわしいものを取り入れることになつた。5月20日の缶詰共同宣伝委員会（トップ会談）において一応博報堂案が効果的であるということになりこれを骨子とし進めていくことになり博報堂7、電通3という予算配分が決つた。新聞広告は初め中央紙1紙となつていたが、やはり3大紙を中心にして広告掲載することになり、またキャッチフレーズはいろいろと苦心の末に博報堂の「缶詰はおトクです」を採用し、各宣伝にはこのキャッチフレーズを常時使用することに決定した。共同宣伝の名称は内部的には共同宣伝委員会だが外部に対しては日缶協、全缶協、製缶協の3団体に八幡製鉄、富士製鉄、日本鋼管、東洋鋳鋼の鉄工会社4社を併記することになり、6月20日に第1回目の新聞広告として朝日新聞夕刊に全7段で3団体と鉄工4社とを並べて掲載した。この新聞広告は消費者への呼びかけのために掲載したものであるが、その催しは霞が関ビル35階、36階に消費者1,000名を対象とし

て缶詰の試食パーティーに招待するというものであり、まず新聞広告によつて募集し抽せんにより1組2人を500組すなわち1,000人を招待する。日時は6月28日午後2～6時で「36階霞が関ビル缶詰1,000人パーティー」といううたいこみで共同宣伝の開幕がなされるわけである。応募ハガキの枚数についてはまだ正式にどの程度の応募があつたか聞いていないが相当殺到しているようである。霞が関ビルの35階に試食会場を設け、無償提供の缶詰6品目の各社ブランドをディスプレイし、また試食のための料理は東京会館が行うことになっている。なお2時から的一般公開の前に1時半から日刊紙記者をはじめ料理関係の専門誌、業界紙、ラジオ、テレビの担当記者など報道関係者100名を招待することになっている。この記者招待のねらいは共同宣伝が幕開けしたということを大きく記事に取り上げさせるのねらいである。共同宣伝の具体的に決まつたのはいまのところこの霞が関ビル缶詰1,000人パーティーだけであるが、テレビ宣伝の作業も進められており、先日博報堂の試写会に参加したがみかん、みつ豆の15秒スポットが出来上がる段階になっている。雑誌広告は果実缶詰が中心でカラーで訴えることになっているが、その内訳は女性自身10回、女性セブン10回、主婦の友6回、婦人クラブ6回、婦人生活2回、栄養と料理3回、Cook3回が予定され、7月初旬から9月初旬頃の夏期の需要期に宣伝する。なお先きの博報堂の15秒テレビスポットは東京、大阪、名古屋で実施するということである。電通はTBSのニュースショーに缶詰のPRを乗せていこうというねらいで番組を作成している。博報堂では交通広告として、電車、バスなどの中吊広告を計画しており、主要路線には2枚組合せで、中吊広告するが、その実施地域は大体次の通りである。

線 名	種 別 期 間	枚 数
〈北海道地区〉		
札幌市電	中 3日	300 一車2枚
札幌市バス	額 7日	450 " 1枚
小 計		750
〈東北地区〉		
仙台市電	中 5日	200 一車2枚
仙台市バス	額 5日	350 " 1枚
小 計		550
〈東京地区〉		
東京国電全線	中 2日	7,860 一車2枚
地下鉄(営)	" "	2,500 "
" (都)	" "	200 "
東急全線	" "	1,260 "
小田急	" "	800 "
京 王	" "	560 "
井 の 頭	" "	240 "
京浜急行	" "	960 "
西武池袋	" "	540 "
" 新宿	" "	540 "
東 武	" 3日	550 一車1枚
東 上	" "	300 "
京 成	" 2日	300 "
相模鉄道	" "	180 "
小 計		16,790

＜名古屋地区＞				
名古屋国電	中	6日	200	一車1枚
名鉄全線	"	2日	750	"
近鉄名古屋線	"	3日	450	" 2枚
地下鉄	"	"	280	"
小計			1,680	
＜京阪神地区＞				
大阪国電(普)	中	2日	1,020	一車1枚
"(快)	"	"	450	"
地下鉄	"	"	800	" 2枚
京阪電鉄	"	"	900	"
阪神電鉄	"	3日	700	"
南海電鉄	"	"	950	"
小計			4,820	
＜広島地区＞				
広島電鉄(市内)	中	3日	280	一車2枚
広島電鉄バス	額	6日	220	" 1枚
小計			500	
＜福岡地区＞				
西鉄福岡線	中	3日	380	一車2枚
"北九州	"	5日	220	"
西鉄バス	額	10日	570	" 1枚
小計			1,170	
合計			2,620	

料理講習会は主として団地を対象に行なうが「ザ・キー」「奥様新聞」に広告し呼び込みを行なう。その場所などについては現在具体的な案を練っている段階である。

団地、スーパー、百貨店の展示即売はなかなか技術的に難かしく百貨店はまず東京の大丸、小田急などに交渉しているが、東京はその他1～2のデパートで開く予定で進めている。

展示即売するとなるとブランドが問題で、やはりその百貨店、スーパーに口座を持っているところとなろう。メーカーブランドもそうした方向で進めているので問屋側も口座のあるところが参加する建前がよいのではないか。その場合広告代理店はデモンストレーションを担当し、参加各ブランドはデパートと個々に交渉を進めていくことになる。この展示即売会の予算は870万円位であり、いま博報堂としては東京、名古屋、京都、大阪、神戸といったところを予定に組んでいるが、宣伝対象はマグロ、アスパラガス、スイートコンを中心にそれら品目の料理実演により食べさせることに重点が置かれる。それには参加ブランドのデスカウントを百貨店から要求されると思われるが細目は、ケースバイケースで進め具体的に決まり次第連絡したい。団地は、実物宣伝の意味で料理講習会に主力が置かれるので即売はその周辺のスーパーで行なうということも考えられている。また公団々地の外に八幡製鉄、富士製鉄、日本鋼管の社宅団地でも是非料理講習会をやつて欲しいという製缶側の要望があり、これについてもいま具体案が進められている。期間はデパートは1店1週間スーパーは1店3日間、団地は半日で1日2カ所を消化していく予定である。以上が概略であるが、展示即売会は技術的に難かしい面があるので開催地となる東京、名古屋、京都、大阪の役員店のみなさんに内部的にいろいろとご協力をわずらわすことになると思うので、その時にはよろしくお願ひしたい。

また展示即売会の予算870万円の品種別、地域別の配分割り合いは次の通り



である。

品目 \ 地区	東 京	名 古 屋	京 阪 神
ホワイトツナ	70 %	5 %	5 %
スイートコン	10 %	90 %	70 %
アスパラガス	20 %	5 %	25 %
計	100 %	100 %	100 %

新聞広告は、次の各紙が予定されている。

(東京)	朝 日	夕 刊	7 段
	毎 日	"	"
(大阪)	読 売	"	"
	(大阪版)	"	"
	サンケイ	"	"
(名古屋)	中 日(名古屋版)	"	"
	聖 教	"	"

この予算は全部で1,309,731円である。」

以上のような北田専務理事の報告にもとづき、全任協普及部会は、今後の共同宣伝作業の進行について検討した結果、次のような意見が出された。

ツナ、アスパラ、スイートコンは、まず食べさせることと料理法を教えることが重点であるが、展示即売についてはデパート関係は、帳合い店を対象としあくまでも共同宣伝というかたちで進めていく。団地関係は全任協メンバーの近くの会員と連繫を図り協力してゆくことになった。新聞広告については、関西は毎日と読売の2紙となっているが、読売より宣伝効果は朝日の方が大きかったが朝日に変更されたいという西側の強い希望であつた。

(これについてはその後早速事務局において日任協、製任協と打合せ電通に連絡をとつたが、朝日に変更すると52万円の予算超過となり技術的・時間的

にも不可能ということで、従来通りの方針で進めることになった。)展示即売は地区別の予算の割振りを決めたりえてこれを催す百貨店、スーパーの選択に当たることが望ましいが、まず東京地区において蓋明けして見たうえて名古屋、京阪神地区はケース・バイ・ケースで進めてゆくことになった。なお関西地区は開催地の全任協役員店代表と事前に打合わせを行ない会場の選択に当たることになっている。なお各地区の速売は缶詰宣伝委員会の名において行なわれる。

## 果 実 部 会

日 時	昭和43年6月5日	13.30~16.00時
場 所	㈱北洋商会	7階会議室
議 題	1. 部会長、副部会長選任の件 2. 新物チエリー缶詰に関する件 3. 新物桃缶詰に関する件 4. その他	
出 席	21名	

### ※ 部 会 討 議 の 概 要

本年度総会后初めての果実部会であり、任期満了に伴う部会長、副部会長選任の件を始めとして、本年度の活動方針、新物チエリー缶詰、桃缶詰などを協議し、また翌日山形でのチエリー懇談会を控えてこれに出席するための打合せが行なわれた。

## 1. 部会長・副部会長を決定

総会当日の理事会において、部会員は全員留任ということになり、同時に部会長、副部会長も留任に決定。

部会長	野田喜三郎	野田喜商事(株) 取締役社長
副部会長	橋田春男	(株)逸見山陽堂 缶詰部長
・	秋間健次	野崎産業(株) 缶詰部長
・	北村伝司	(株)北村商店 取締役社長

## 2. 新物チエリー缶詰について

作柄は4月末に満開日を迎えこれは昨年と同時期であつたが、満開日以降12度前後といった低い温度が3～4日続き成育が十分に進んでいないとの現地情報であり、昨年を少し下回るのはないかとの見方もあるが、昨年悪かつた主産地は良好といわれ従つて全体では昨年比107～110%位の収穫量になると予想され、ことしは山形では6,700～6,800トン(昨年6,240トン)が見込まれる。

原料価格は、前年キロ155円で最終的に決定したが、ことしも原料共同購入方式で進む考えにもとづき、山形県需給安定委員会では、桜桃、桃、洋梨の安定価格帯を設け、ことしから3年間桜桃は下限キロ当たり145円、上限175円と決めた。この価格が適正かどうか問題があるが、少なくとも下限の価格でおさえるということであれば昨年と大巾に違わないので一応缶協としては賛成である。

某製缶会社の数字によると、各年度別の生産量と原料価格、パツカー仕切値は次のようになつている。

年 度	生 産 数 量	原 料 価 格	パツカー仕切値
40年	52万 C/S	160～170円	85～90円
41年	57万1千 C/S	250円	100～105円
42年	68万 C/S	155円	93～95円

しかし昨年、適正在庫であつたが、ことしは主に関東を中心として7～8万函の在庫があり、価格も初めから伸び悩んできた。全缶協では前半と後半の仕入方法を取り、後半のものについては値を上げてうまく売つて行こうという考え方で臨んだがリパツク物の出回りによつて最後まで値上りせず、結果的にはリパツク物におさえられたかたちになつた。量的にも過去3年間に比べて供給量が多かつたため全量を消化することができなかつた。その点でことしは数量と価格をある程度おさえていかななくてはいけないとの立場で検討することになつた。協議の結果、チエリー缶詰の消費が昨年と同じとみれば60万函程度が年間消費能力であり、ことしは昨年と異なり在庫もあるため、生産は50万函程度にとめることが望ましい。生産が60万函に達することになれば92円見当として、そのかわりチエリー缶詰の単独宣伝を推進し、消費の伸びを図るよう働きかけたい。また同時に品質の向上を訴え、技術的にも風味を生かすよう努力し、着色料など添加物使用が厳しくなつている折から十分気をつける必要があるなどの話合いがなされた。

### 3. 新物桃缶詰について

新物桃缶詰は、市場が払底しているところから、生産意欲は旺盛であり特に早生桃の突込みいかんによつてはことしの桃缶全体を左右することになり慎重を要するとの意見が強かつた。早生もの製造については山梨は6月中旬、福島は7月上旬から生産開始されるが、特に早い山梨の桃が重要なポイントとなつてくるので警戒の要があるとの話もあつた。

昨年は一応60円小売を目標とし仕入れは45円目安としたが、なかにはメーカーサイドから40円といったものも見受けられた。これは原料安が原因である。最盛期になると原料は受けきれない状態となるが、全缶協もパツカーも冷静に臨めばキロ当たり工場着値30円以下も可能である。山形においても30円なら農家も採算に合う筈。

ことしの山形の桃原料価格は上限25円。下限35円としているがキロ30円を無視すれば増産につながることになる。その損をかぶるのは問屋であり、ことしは全体をみてやらないと非常に危険であるとの発言があつた。従つてある時期まで果実部会のメンバーでじつくりかまえる体制が望ましいとの結論に達した。みかん缶詰も問屋側が冷静だつたので600万函以下におさえることができた訳である。いずれにしても各社が一斉に買いに入ると原料が豊富な年であつても原料価格を下げきれなくなる。また出回り当初はよいとしても後半その荷が不需要期にはいると過去の例からもしばしば暴落の因をなしており、この対策として早い荷物に対してはいつから出荷するというように果実部会員のメンバーで決めてはどうかとの意見もあつた。

## 水 産 部 会

---

日 時	昭和43年6月25日	14.30~16.00時
場 所	(株)北洋商会	7階会議室
議 題	1. 部会長、副部会長選出の件 2. 43年度部会活動に関する件 3. その他	
出 席	17名	

## ※ 部 会 討 議 の 概 要

部会長、副部会長選任の件を始めとして、標題の件について協議した。

### 1. 部会長、副部会長を決定

総会当日の理事会において部会員は全員留任ということになり、部会長、副部会長も留任となつた。なお、副部会長の㈱古屋商店代表取締役豊田貞次氏は、同社常務取締役小穴重忠氏と変つた。

部 会 長	坂 下 長 作	三井物産㈱	食品第2部長代理
副 部 会 長	広 田 正	㈱北洋商会	伍 詰 次 長
"	小 穴 重 忠	㈱古屋商店	取 締 役
"	西 馬 武	加藤産業㈱	専 務 取 締 役

### 2. 43年度部会活動について

昨年は水産部会として①新品種の開発、②水産伍詰の消費拡大、③重点商品採用、④さけ雑肉呼称統一、⑤抱合せ販売、⑥業務用ルート開発などを取りあげたが、本年度は更に積極的部会活動を展開することになった。

### 3. ホワイト・ツナ共同宣伝について

年々輸出の伸びが期待できない状況であり、しかもことは国内の経済情勢が悪く内外ともに多難の年と考えられるので、全伍協としては、国内消費の伸びに特に力を入れることになった。このてんについては全伍協の本年度の事業方針でもある「共同宣伝に対応する販売の推進」に沿つてホワイトツナ伍を表面におしだし拡売につとめることになった。本年から実施されるホワイトツナの共同宣伝は試食宣伝に重点が置かれ、食べさせることにより消費拡大を図る方針であり、この共同宣伝に水産部会も積極的に応えてゆくこと

を話合つた。

#### 4. ツナ油漬缶詰の油使用について

油漬缶詰は、現在使用の油がⅠ～Ⅲまでであるが、これは品質の差もありⅠの  
コットン、Ⅱの大豆油位までをA C Iとして統一した方がよいのではないかと  
の意見が出され、全缶協としてはメーカー側にこの件について要望すること  
になつた。また油漬缶詰の輸出向からの転用は、A C Iのみとし品質の統一を  
はかり、せいぜいスタンダードまでが国内販売の対象とする。それ以下の格  
外品は別途に処分する方法を日本缶詰輸出水産業組合に申し入れる必要が  
あるとの発言があつた。

#### 5. 油漬缶詰開缶研究会開催について

油漬缶詰のソリッドは年間10万函位は消費されており、フレークの油漬缶詰も  
コンスタントに売れているが、これを将来年間70～80万函の消費量に拡  
大すべく努力しようという話合いがあつた。そのためには品質の不統一をな  
くすることが先決であり、各社から見本を提供するか又は市販品買い集め、2  
次店をも含めた開缶研究会を開き、今後の拡売の資とすることになつた。

#### 6. 新製品の開発について

新製品の開発については、過去何回となく各社から新製品が売り出されたが  
いずれの商品も成功例は数少ない結果に終つている。これは宣伝のあり方が  
問題であつて、いままでの大きな欠陥は各社まちまちに販売してきたことが原  
因と見られる。そこでこれを全体としてまとめ共販体勢で5～6種を重点に  
おき集中的に宣伝すれば宣伝力も強くなり、消費を伸ばすことができるとの  
考え方に立ち、今後全体がまとまつた力で推進してゆくような働きかけを行  
なつてゆくことになつた。

## 7. 抱合せ販売の問題

この件については昨年も取り上げ、要望書をだすなど積極的に動いてきたが、ことしも、さけ、かになどに抱合せられる可能性も強く、全缶協運動方針の業界安定化の推進にもつとりこれをより強力に押し進めていくことを申しあわせた。

## 果 実 部 会

日 時	昭和48年6月25日	13.00~14.30時
場 所	(株)北洋商会	7階会議室
議 案	1. 新物桃缶詰について 2. その他	
出 席	21名	

### ※ 部 会 討 議 の 概 要

6月5日の部会において、チエリー缶詰に関する件を諮り、同時に新物桃缶詰に関し特に早生桃についての対策を協議したが、本部会では先きの部会で協議したチエリー缶詰がその後急変してきたため、急換再度部会開催となつたもの。

#### 1. 新物チエリー缶詰について

作柄については山形の第3回(最終)調査で6,550トンと発表されており、昨年の6,240トンに比べ104多となつている。この調査は信憑性が高く、



そう大きな誤差は考えられない。しかしながら原料価格は上限の175円を大中に上回り200円以上となっており、全缶協が希望している下限の145円は全く望めない状況となった。共同購入態勢により原料の長期安定化を計るという主旨は結構なことであつたが、上限を示すことによつて商人にうまくやられた感じである。原料の入荷状況は現在までに計画の50%を少し上回つたところであり、対策を講じるにはやゝ遅きに過ぎたきらいがあるが、なんとか高値増産をさけるべきだとの結論に達し、山形缶協、福島缶協にただちに別項のような電報を打電、同時にそれぞれの関係先には個々に電話により全缶協の要望を知らせることになつた。

山形県缶詰協会長 宛

福島県缶詰協会長 宛

「電 文」

チエリー原料価格の現在の推移に対しては販売側として行き過ぎ危険ムードと判断する。製品価格は現段階までのものは95円以下で話合いたい。

本年の生産量を20%カットして55万 $\frac{0}{8}$ 以内にとどめ前半の消化状況を見定めて後半の価格を決めたい。

全国缶詰問屋協会

果 実 部 会

## 2. 新物桃缶詰について

特に早生桃の突込みは生販両面の自棄が大切で、近く始まる山梨の早生は十

分注意を払う必要がある。ことしは市場払底により生産意欲は旺盛で500万函を越えるともみられ、うち静岡は130～140万函は製造するのではないかとの見方がなされた。従つて製品価格については全缶協としては4号併用、45円までが限度ではないかとの見方であり、この点原料価格がキーポイントとなる。問屋としては極力高値増産をおさえるべきだとの結論に達した。なおことしは生バナナの輸入も20万トン位の供給オーバーが予想され果実缶詰にも相当の影響を与えることが考えられ、市場を冷やす方法を種々協議した。一部の意見としては1口1,000函を単位として一定期間供出しあう方法はどうかとの意見も出されたが、いずれにしても早生桃については冷静に対処することが話し合われた。

### 3. 部会員の増員

果実部会員に本年度から(株)矢口屋商會が加入し部会員は19社となつた。

## 公正競争規約公聴会下打合會

日 時	昭和43年6月4日	10.30～12.30時
場 所	日本缶詰協会	會議室
議 題	1. 公正競争規約に関する公聴会の件 2. その他	
出 席	〔日缶協〕隅野専務理事、平野常務理事、渡辺氏 〔製缶協〕山崎事務局長 〔全缶協〕北田専務理事	

☆ ☆ ☆

去る5月23日、公取委に公正競争規約認定申請手続きを行ない、あとは公聴会開催を待つのみとなつたが、日缶協、製缶協、全缶協の3事務局は、この公聴会にのぞむに当たり、あらかじめその下打合せを行なつた。

## ※ 下 打 合 会 の 概 要

### 1. 公聴会開催の日程

公聴会開催告示の官報掲載予定は、6月6日または7日となるが、この告示に伴ない次の通り大阪ならびに東京において開催される。

大阪	6月17日	18.00~16.00時	大阪商工会議所
東京	6月20日	〃	公 取 委

### 2. 公 述 人 の 構 成

〔東京〕 製造3名、販売1名、製缶1名。

学識3名(うち2名は業界推薦)

輸入1名、外資1名。

消費者団体1~2名。

公取委5人委員、公取委事務局、関係官庁。

〔大阪〕 製造1名、販売1名、製缶1名。

学識1名。

消費者団体1~2名。

公取委員1名、公取委事務局、関係官庁。

大体以上のような構成であるが、公聴会に出席する公述人は東京、大阪とも同人でないことが条件となつている。なお全缶協側の公述人は東京を浅井会長、大阪は野田副会長が公述人として出席の予定である。この公述人の名簿

は10日までに公取委に提出する。

また公述の方法については、賛否とその理由をあらかじめ簡条書きにしたものを同じく10日までに公取委へ提出することになっている。公述の時間は約5分程度である。

### 3. 公正取引協議会の委員構成について

公聴会后正式に公正競争規約が告示され、同時に公正取引協議会が発足するが、同協議会の委員は日缶協40名、全缶協11～12名、製缶協5名程度の予定である。

## 公正競争規約公聴会下打合せ

日 時	昭和43年6月8日 10.00～12.00時
場 所	日本缶詰協会 応接室
議 題	1. 公聴会公述人に関する件 2. その他
出 席	日本缶詰協会 常務理事 平野孝三郎氏 日本製缶協会 専務理事 阿江伸三氏 全国缶詰問屋協会 北田久雄氏

☆ ☆ ☆

公正競争規約に関する東京、大阪両地区の公聴会開催の日取りも決定したので申請3団体事務局は公聴会にのぞむにあたって、その公述人の決定、ならびに規約賛否に関する公述人の公述理由などにつき下打合せを行なった。

## 公正競争規約についての記者会見

日 時 昭和43年6月13日 13・30～15・30時  
場 所 日本缶詰協会 会議室  
内 容 公正競争規約についての業界紙記者会見  
出 席 業界紙記者 約13名

〔業界側〕

日本缶詰協会	専務理事	隅野 勇 氏
・	常務理事	平野 孝三郎 氏
・		渡辺 麟太郎 氏
日本製缶協会	専務理事	阿江 伸三 氏
・	事務局長	山崎 力 氏
全国缶詰問屋協会		中沢 和雄

☆ ☆ ☆

この記者会見は、5月23日に公正競争規約認定申請書を公取委に提出、これが受理されるとともにその公聴会を6月17日大阪、6月20日東京で開催されることに決定したので、業界記者を招き、公正競争規約設定の経過及びその理由、内容についての説明を行ない業界に衆知徹底を図る意味において開かれたものである。

記者会見で特に強調された点は附則の2項の猶予期間の問題で、缶詰の主体は印刷缶であり、流通段階でも1次、2次、3次といったような経路をへて消費者の手にわたるが、その間相当な月日が経過する。また缶詰は季節的に生産されるため印刷缶を全部その年に詰めることはできないことになった事情もある。製缶会社の改版能力からいっても全部を一度に改版することは物理的に不可能でありしたがって当面は食肉缶詰などで不当表示とみなされているもの

について行ない、同一視野の40%を少し越えるようなものは改版を後まわしにして順次改版していくことになる。

なお、数年は旧、新両方の製品が出回るが、これを宣伝の具にしないでほしいということが強調された。

## 公正競争規約の問題点

1. 第1条(目的) 不当景品類及び不当表示防止法第10条にもとづき、食品かん詰の表示事項を定め、①消費者の商品選択の保護、②不当な顧客の誘引防止、③公正な競争の確保、を目的とする。

2. 第2条(定義)

1) 業界の慣行上、かん・びん詰の範ちゆうに入るもののうち、つぎの品目は適用を除外する。

- ① ジュースかん詰、炭酸飲料かん詰、嗜好飲料かん詰
- ② トマトケチャップびん詰
- ③ 羊かん、プリン、ゼリーなどの菓子かん詰

2) この規約により規制される事業者は製造業者、販売業者および輸入業者である。

3. 第3条(必要な標示事項)

1) 主要部分(ブランド名・絵を中心とした拵胴全面積の40%に相当する部分)に表示すべき事項

品名、原料の品種および形状

2) 原材料名 2種類以上の原料を配合した場合それらの原材料名および調味の方法が品名で明らかでない場合に調味料の種類を「原材料」の文字のつぎに示す。

説明文中に記載することはみとめられない。

合成甘味料等については「合成甘味料添加」等として別個に示す。

3) 原料の配合の割合 魚肉または食肉の野菜煮の場合、魚肉または食肉の配合割合を示す。ベビーフードの魚野菜または肉野菜は、魚肉または食肉の配合割合を品名に併記する。

4) 内容量 カニ・エビおよび野菜類(アスパラガスを除く)は、固形量のみを示す。

#### 4. 第4条(輸入食品かん詰)

現在、食品衛生法により、品名・主な原材料名・食品添加物・輸入年月日・輸入業者氏名を表示することが義務づけられているが、この規約では、以上の事項のほかに、原産国名および野菜かん詰の場合に固形量を示すことに規定した。

#### 5. 第5条(任意の標示事項)

特選、精選等の用語は、一定の基準にもとづいて示す必要があるので、その商品の品質がJASの採点基準により検査の結果、平均点4.0点以上であつて、3.0以下の項目のないものに限り、これらの標示をみとめる。

#### 6. 第6条(特定の必要標示事項)

第3条および第5条により規定されていない特定の事項についての基準を定めた。

- (1) フルーツみつ豆の果実および赤えんどうの配合割合
- (2) アスパラガス、いわし油づけ、焼りんご等の内容個数
- (3) 調理食およびスープの使用の方法
- (4) 果実かん詰の全糖の表示基準
- (5) 内容量
- (6) 特殊かん型(現在基準のないもの)

7. 第7条(不当表示の禁止)

不当景品および不当表示防止法第4条の一般的規定

8. 第8条(全国食品缶詰公正取引協議会の設立)

製造業者、販売業者、輸入業者および製缶業者ならびにそれらの事業者  
団体をもつて構成する。

9. 第9条(公正取引協議会の事業)

- ①規約の周知徹底 ②規約の相談および指導 ③違反に対する調査  
④違反に対する措置

10. 第10条(違反に対する調査)

調査に協力しない場合、①文書で警告 ②3万円以下の違約金または③  
除名処分、を行なう。

11. 第11条(違反に対する措置)

違反行為をみとめた場合

- ①文書で警告 ②30万円以下の違約金 ③除名処分、または④公取委  
に対し必要な措置を要請、を行なう。

12. 第12条(規則の制定)

公取協は公取委の承認を得て、規約の実施に関する規則を定めることが  
できる。

規則(1)…… 公取協の組織・運営

、(2)…… 規約の施行規則

13. 附 則

印刷缶の製缶および実缶の製造に関する経過的取扱い規定を定めている。

1) 規約は告示後6ヶ月を経過した日から施行する。

2) 施行の前に製造した缶詰は一切適用しない。

3) 公取協の承認を得たものについては

- ① 施行後6ヶ月以内に製造した缶詰



- ② 施行後6ヶ月以内に製缶した印刷缶により製造した缶詰について  
第3条の規定は適用しない。

## 公正競争規約認定に関する大阪公聴会

日 時	昭和43年6月17日 13.00~17.00時
場 所	大阪商工会議所 401号会議室A
議 題	食品缶詰の表示に関する公正競争規約(案)の認定等に関する公聴会

☆ ☆ ☆

去る6月7日官報告示となり、その2週間後に大阪および東京において公正競争規約(案)に関する公聴会が正式に開催される運びとなつたが、6月20日の東京公聴会にさきだち6月17日公正取引委員会より梅田孝久委員を迎え業界代表消費者代表、学識経験者代表ならびに官公庁代表による公述人の公正競争規約(案)に対する賛否およびその理由の公述が4時間にわたつて行なわれ、各代表の真剣な意見の交換がなされた。

この公聴会においては、いずれの代表も公正競争規約(案)に対する認定に賛成意見をのべ議事の進行は順調に進められた。

なおこの日は公述人のほかに報道関係者など傍聴人30名あまりが顔を見せていた。

公聴会次第は次の通りである。

## ※ 主 な 公 述 内 容

### 関西主婦連合会会長 比嘉正子氏

缶詰の一部に「 $\cup$ 」その表示があつたためにこれを正しい表示にするため正直缶詰をも含め新しい装いに改めるべく業界が努力していることは業界の信用度を高める「 $\cup$ 」えからも、また消費者保護の立場からも規約の認定に賛成である。

最近市販缶詰49品目の表示を調べたが、内容量、固形量の表示はすべて合格であつた。しかし缶蓋に記されている製造年月日、その他の缶マークはちよつと消費者には理解できないと思う。

この記号の使い方を工夫していただきたい。できることなら誰もが読めるように印刷できないものか。

施行規則の4頁の「商品名は、品名の文字の大きさの1.5倍以下の文字で示すこと」とあるが、はつきりさせるために「1.5倍以上」または「1.5倍とする」に改めたらどうか。同じく5頁の8条の2項の「公正取引協議会は、この規約に参加する事業者、食品かん詰用の容器製造業者及びこれらの者が構成する事業者団体をもつて構成する」とあるが、メンバー以外の団体に対してはどうするのか全部加入するのならよいが、この点について業界はどのような考えを持っているか。

規約6頁の第10条、第11条に違反措置が謳われているが、業界の自主規制であるだけに消費者の側から見ると罰則が弱すぎると思う。

施行規則5Pの畜肉味付野菜煮「馬肉に牛肉を混用したもの」とあるが、馬肉は馬肉だけ、牛肉は牛肉だけにして混用するというようなことは避けていただきたい。

同じく11頁、別表6の内容個数のうちアスパラガスの太さを表わす記号「G・C・M・L・m・S」「J・E・P」などは消費者にとつて判断する

ことができ難く、これは大、中、小などで示してはどうか。

この規約は非常に前進していて賛成であるが、しかし消費者の意見が入れられていないのでくれみのにされるおそれはないかと心配している。」

#### 大阪百貨店協会代表（阪急百貨店食糧品部長 堺一二氏）

主旨には賛成である。その理由は消費者のために代行行為をすることになるからである。運用に当つては構成メンバーに留意していただき、消費者の購買に便利となるよう努力願いたい。なお今後消費者の声は私たちを通じてお伝えしたいと思う。

#### 日本チエーンストア協会代表（ダイエー商品部長 越智琢一氏）

規約に賛成する。その理由はセルフサービス方式をとればとるほど表示を明らかにする必要があるためである。不明確な点も残るであろうが、この程度が妥当と思う。今後新しい商材が提供されると見られるが、この新しい商材に対する対応策を速やかに善処されたい。

新商材が出回ることにより、この規約からはみ出すものも出るのではないかとと思うが、適用を誤らないよう、またこうしたものが出回ることを不当に制約しないようお願いしたい。

#### 公正取引委員会消費者モニター 安達富美枝氏

賛成。82年のにせ牛缶事件以来、缶詰は大変よくなつてきている。最近では農薬などで生鮮品も神経を使わなければならなくなつてきたが、缶詰だけでも安心して食べられるよう品質にも留意して欲しい。

甘味料、色素、糊料などの使用はなるべく避けたい。また製造年月日を略号でなくはつきり読めるように改めていたときたい。なお食品添加物の省略事項があるが、これはすべて記入されるようお願いしたい。

## 灘神戸生活協同組合常任委員 大川千恵子氏

缶詰は中味を確認することが出来ず、表示に頼るほかない。このたび規約案がまとまり、申請手続きがとられたことは大きな進歩であり、賛成。しかし100%これでよいということではない。

規約の原材料の種類名の(ロ)「重要でない」と認められる」の重要でないの判断は誰れがするのか。同じく(ハ)の「合成甘味料添加」の用語は例えばサイクラミン酸ナトリウムといった説明も加えたい。製造年月日は誰れにも容易に判るようにしたいが販売に対する積極的PRを希望する。

さけについては「からふとます」と書くのが正しいと思う。

ホワイトミート、ライトミートはびんと来ない。これは日本名でお願いしたい。

いずれにしても過去の例にとられることなく、自信をもつて改められるよう、また公取委にあつては正直な業者が損をすることのないよう希望する。

## 兵庫県庁企画部生活課主査 須藤静子氏

おそまきながら賛成。規約の原材料の種類名で「原材料」の文字の次に多いものの順に示すこととあるが、水分重量の多いものの順に記すようにしてはどうか。(ロ)と(ハ)は削除してよいと思う。どれが消費者にとって重要であるかないかは消費者が決めることである。

肉大和煮の表示でなくこれは品名の中にあげていただきたい。そうすれば精肉云々の問題はなくなる。

ホワイトミートとか、チャンク、ファイレーなどは日本語に願いたい。品位の低いものだけ英文を使つてあるのには不満足である。

## 大阪市立大学家政学部教授 村田希久氏

このような規約のできることは結構である。規則6の原材料の中にとりふな

どが入っているが蛋白質性食品が加わっているのはおかしい。副原料にはこれこれが入っているとした方がよい。

缶詰の保存性については一般に過信しすぎているきらいがある。この研究はどの程度やっているか。

### 東洋食品短期大学教授 沢山善二郎氏

缶詰は沢山の品種があり、この表示に関し一括することは大変と苦勞なことであつた。不備な点はあるがこの案に賛成する。

さけ、ますの表示について、ますはさけの表示を使うべきでないとの提案があつたが、私はさけとますは同じさけの表示でよいと思う。品質あるいは価格の面で差があれば別だが、区別する根拠はない。

肉表示の牛肉と割混用については消費者に納得がいくかどうか。牛肉と馬肉を鑑定することができないことはないが非常に困難である。

肉野菜煮はJAS規程がなく、これは缶詰の規格に至急取りあげるべきであると思う。

添加物など消費者が気にしているような点は見易いようにはつきり表示することが大事である。

### 大阪府立大学助教授 向井克憲氏

条件つきで賛成。私個人としてはまだこんなことが決められていないのかと感ずるところがある。中小企業で経営が苦しくなると問題をおこしかねないのでこの規約を最低のものとして考えられるようお願いしたい。漂白剤使用などは栄養的に見ても何もプラスにならない。添加物の内容を明記せよ。業界では馬肉だからまずいというイメージを自分の方でもつていっているのではないか。

### 大阪府企画部長代理 白木敏幸氏

消費者保護の立場から賛成。この規約を最低のものとして改正に努力された

い。

### 近畿農政局農政部長 草間輝夫氏

賛成。現在在庫調査をしているが、実施されてもある程度の経過措置が必要である。

以上のような消費者、学識経験者、官庁関係代表者の発言であるが、全缶協側は副会長の野田喜三郎氏が公述人として出席し、規約に賛成の旨意見を述べた。(内容については東京公聴会の項を参照のこと。)

## 東京公聴会下打合会

日 時 昭和43年6月18日 13.30~15.30時

場 所 日本缶詰協会 会議室

議 題 東京公聴会のための打合せの件

出 席

全国缶詰問屋協会	会 長	浅井二郎氏
、	専務理事	北田久雄氏
日本缶詰協会	、	隅野勇氏
、	常務理事	平野孝三郎氏
日本食肉缶工組	副理事長	井上有次郎氏
日魯漁業(株)	加工販売部次長	舟木定夫氏
日本農産缶輸入商社協議会		河村武亮氏
日本リピー(株)	営業課長	綿貫新氏

## ※ 下 打 合 会 の 概 要

6月17日に開催された大阪公聴会に引きつづき6月20日に開催される東京公聴会に公述人として出席する関係者によりあらかじめ賛成理由についてのその内容を検討しまた公正競争規約ならびに施行規則のうち問題点となる個所の検討を行なった。なおこの下打合会で施行規則にうたわれているパインアップル缶詰の表示基準に大きな手落ちがあつたのでこれはあらためて業界間で手直しする必要があり東京公聴会の席上保留事項とすることを打合わせた。

## 公正競争規約認定に関する東京公聴会

日 時	昭和43年6月20日 13.00~17.40時
場 所	公正取引委員会 5階会議室
議 題	食品缶詰の表示に関する公正競争規約(案)の認定等に関する公聴会

## ※ 公 聴 会 次 第

### 1. 開会の挨拶

公正取引委員会委員長 山田 精一 氏

### 2. 議題等の説明

公正取引委員会事務局取引部景品表示課長 伊 従 寛 氏

### 3. 規約(案)の説明

日本缶詰協会専務理事 隅 野 勇 氏

#### 4. 公述人発言

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| 1) 日本食肉缶詰工業協同組合 副理事長    | 井 上 有次郎 氏     |
| 2) 日魯漁業株式会社加工販売部次長      | 舟 木 定 夫 氏     |
| 3) 日本農産缶詰工業組合理事長        | 小 泉 武 雄 氏(欠席) |
| 4) 全国缶詰問屋協会会長           | 浅 井 二 郎 氏     |
| 5) 日本製缶協会 専務理事          | 阿 江 伸 三 氏     |
| 6) 日本農産缶詰輸入商社協議会        | 河 村 武 亮 氏     |
| 7) 日本リピー株式会社営業課長        | 綿 貫 新 氏       |
| 8) 主婦連合会食糧部長            | 阪 井 い ち 氏     |
| 9) 日本生活協同組合連合会組織部次長     | 岩 田 友 和 氏     |
| 10) 東京都地域婦人団体連盟経済部長     | 似 鳥 幾久栄 氏     |
| 11) 消 費 者               | 田 辺 良 平 氏     |
| 12) 慶応義塾大学助教授           | 正 田 彬 氏       |
| 13) 東海水産研究所保蔵部長         | 天 野 慶 之 氏     |
| 14) 日本農業研究所嘱託           | 岩 崎 康 男 氏     |
| 15) 農林省農林経済局消費経済課長      | 宮 崎 武 幸 氏     |
| 16) 厚生省環境衛生局食品衛生課       | 溝 内 興 次 氏     |
| 17) 経済企画庁国民生活局消費者行政課長補佐 | 新 倉 隆 氏       |

#### 5. 自由発言

#### 6. 閉会の挨拶

公正取引委員会 山田委員長



公取委5人委員のうち梅田委員が欠席し、山田委員長を中心に有賀委員、菊地委員、亀岡委員が正面の席で公述人席と向いあい、公取委事務局席と、申請人



事務局側の席とは相対し、公述人席のうしろは、一般傍聴席という会場構成であった。一般傍聴席には関係者および業界記者など約30名、公取委事務局からは伊従課長、関根、川井両事務官、業者側（申請者）は、日缶協隅野専務理事、平野常務理事、製缶協会山崎事務局長、全缶協中山副会長、中沢の各氏の出席であった。

## ※ 各 氏 の 発 言 内 容

### 山田委員長挨拶

「食品かん詰業、公正競争規約設定のための公聴会開催にあたり私から一言ご挨拶申しあげたい。

5月23日、日本缶詰協会、全国缶詰問屋協会、日本製缶協会から不等景品類及び不当表示防止法第10条、第1項の規定にもとづき認定の申請があり、本日みなさん方の参加を得て、公聴会開催の運びとなつたことは喜ばしいことである。缶詰は、中味を吟味して買うことができないもので従来、その表示が適正ではなかつた。消費者から表示と中味が異なるといつた苦情が多くあつたが、今後業界の自主的規制によつて消費者を欺瞞するような表示はせず消費者の信頼を得ることが大切であるということ認識した。

本日はこの認定と、これともなう独占禁止法にもとづく、缶詰の特殊指定の一部を整備するということが議題と考えており、関係者のご意見を聞き、問題の個所を究明したい。本日のご出席に深くお礼を申しあげたい。」

### 伊従課長の説明

「本日の案件は3つあるが、その1つは不当景品類及び不当表示防止法第10条第1項の規定にもとづき、日本缶詰協会、全国缶詰問屋協会、日本製缶協会、連名により43年5月23日、公正競争規約（案）の認定についての申請があつた。この設定については後ほど申請者側の日本缶詰協会の隅野専務

理事から説明がある。

次にこの公正競争規約は業界が自主的に基準を設けようということであり、規約第10条の規定により公取委が審査する。また公正取引協議会に加入脱退するのに不当に制限されていないかどうかという問題。3として、公正競争規約の設定にともない防止法2条7項の規定により廃止することについてで36年2月1日告示の畜肉缶詰の特殊指定の項は取引法に改正し、昭和36年12月25日12号に折込むことにしたい考えである。」 続いて申請者を代表し、日缶協の隅野専務理事が、公正競争規約認可申請に至るまでの経過説明を行なうとともに、公取法第10条第2号に適法していることを説明し参加事業者の自主規制により、業界は3条から7条の規定を遵守することを申し合わせ、これによつて消費者に誤認を与えるような表示がなくなり、消費者の利益を保護するということになると述べ、また協議会への加入脱退は不当に制限することはない旨の説明を行なつた。



公述人として、全缶協浅井会長は次のような賛成意見を述べた。

「私は全国缶詰問屋協会の会長をしている浅井二郎であります。公正競争規約の制定について缶詰の販売団体である全国缶詰問屋協会としては賛成であります。

賛成の理由として

全国缶詰問屋協会は昭和41年11月に全国の有力な缶詰の卸店が結集して創立されたものでありますが、現在290店の会員を擁し、缶詰の大半は全国缶詰問屋協会の会員店である一次問屋およびこれに準ずる卸店の手を通じて末端の段階に販売されております。従つて流通段階における全国缶詰問屋協会の立場とその役割りは重要な使命を担うものであり、その目的も会員の共通の利益を増進することばかりでなく、日本の缶詰産業の発展向上に資

するとともに、また国民消費経済の健全な発達に貢献することを念願しているものであります。

この意味においてこのたび制定されようとしている公正競争規約は缶詰の不当なる表示を排除して消費者のみなさんに安心して缶詰が撰択できるよう改められる訳であります。これはむしろ当然なことであり、私どもの全国缶詰問屋協会の定款第6条の事業目的の中に缶詰の品質の向上と粗悪品の追放という箇条に合致するものであります。

とりわけ缶詰は他の商品と異なり中味を見て消費者が撰択するということが不可能なために缶詰商品の表示そのものは消費者にとって唯一の有力な手掛りとなるものでありますから缶詰商品の正しい表示は最も重要であると考えられます。

また消費者に対してできるだけ親切な表示をすることは私どもの協会が標榜するところの缶詰の消費拡大、販売促進にも通ずるものであり、こうした前向きの姿勢が業界発展の基礎になるものと信じます。要は消費者あつての私どもであり、消費者に欺瞞を与えるような缶詰商品を扱うことは大いに慎んで参りたいと存じます。

しかし私は他の加工食品に較べて極めて価値ある食品であると確信しております。従来特に不当表示として指摘されたものはごく限られた品目であつてこれによつてすべての缶詰がいかにも不当表示であるような印象を招いたことはまことに遺憾であると思ひます。

不当表示として指摘されたこれらの缶詰も、この公正競争規約が正式に設けられることにより誤認されないよう改められることになつた訳で、品質では世界的水準にある日本の缶詰をどうか今後とも暖かい目で見守つただけ、その再評価をお願い致したいと存じます。

私どもは常に缶詰を生活必需品までに育成し大量生産大量消費の缶詰産業を実現いたしますためには「大衆に愛される缶詰」ということを念頭におき大いに販売させていただきますが、ただここで販売業者の立場からお願い申し上げたいことは缶詰は種類が多種多様であり、その殆んどが印刷缶になつていて、しかも季節的に生産される貯蔵性ある商品でありますから、市場に流通するすべての商品についてこの規約に完全に適合するよう表示

を改めること、即ち従来は不当表示ではなかったものがこの規約の制定によって改められるの、例へば

1. 英文表示のものを邦文表示とすること。
2. フルーツ缶詰の併用品からシラップ 1 という表示を削ること。
3. 文字の大きさを改めること。

等々の改訂には相当の日時を必要とするということであります。従つて施行後すくなくとも 1～2 年の間は新、旧両表示の製品が市場に出回ることと考えられます。この点どうか缶詰の特殊性について十分ご理解いただき流通段階で混乱がおきないようご協力を願いたいと思います。

以上をもつて賛成意見といたします。

消費者代表、学識経験者、関係官庁側の公述人は全員賛成意見を述べたが、発言内容のうち問題点を拾うと次の通りである。

#### 1. 特選、精選の表示

- 1) いづれかに統一してほしい。（日生協）
- 2) 製品検査かあるいは工場検査によるか、品質の Check はどのような方法で行なうか。（天野）

#### 2. 形状の外来語

- 1) 適当な邦語をもつて示すこと。（主婦連・日生協・田辺）
- 2) 小売店頭に説明文をかかげて PR する。（地婦連）

#### 3. 内容量

- 1) 量目不足の製品があると聞いたが、業界で Check しているか。（生協連）

#### 4. 保存期間

- 1) 3ヶ月位で品質が低下するものがあると聞いている。保証期間の設定を希望する。（生協連・田辺）

#### 5. 苦情処理

- 1) 第 9 条の公取協の業務に消費者の苦情処理を追加してほしい。（生協連・地婦連）

#### 6. 公取協の構成

1) 消費者代表を委員として加える。(田辺)

#### 7. 添加物

1) 合成甘味料の表示の代わりに、サイクラミン酸ナトリウム等の化学合成品名を表示すべきである。(天野)

2) 合成甘味料の表示を、全糖と同じ大きさで示すべきである。(地婦連)

#### 8. 輸入食品

輸入食品についても、国内品と同様に必要な表示を行なうよう相手国に要求する考えをもつても良いと思う。(天野)

#### 9. 畜肉かん詰の牛肉の配合

20%配合の牛肉は牛脂をふくむものか、牛肉それ自体が混合されているものか明確にする。(岩田)

#### 10. 製造年月日

1) 記号でなく、具体的に表示する(主婦連、地婦連、経企庁)(田辺)

2) ハソ・ソーセージ・ベーコンの缶、びん詰は、記号による表示はみとめられない。(厚生省)



これに対して業界側を代表して主として日缶協平野常務理事から逐条説明を行なった。またさけ、ます表示については学術的、諸外国の慣習などを挙げて詳細な説明を行なった。

### サケ缶詰の品名表示について

#### 1. サケかん詰に使われる原料サケの魚種

つぎの5種がかん詰原料として使われているが、

すべて、サケ科(Salmonidae)

サケ属(Oncorhynchus)である。

魚種名(漁業用名)	英名	学名
ベニマス(ベニザケ)	レッドサーモン	<i>O. nerka</i>
サケ(シロザケ)	チャム	<i>O. kisutch</i>
カラフトマス(マス)	ピンク	<i>O. keta</i>
ギンマス(ギンザケ)	シルバー	<i>O. gorbusha</i>
マスノスケ(スケ)	キング	<i>O. tshawytscha</i>

- ① サケ属はすべて海洋で成育、川をさかのぼり1回産卵する。
- ② マスは古語で赤色または腹赤の意味であり、ロシア語のニヤルカまたはネルカから訳した紅魚族と同義語である。
- ③ シロザケ以外は肉色が紅色を呈しているため、すべてマスと呼んでいたが、ベニマスとギンマスはサケと呼ぶようになった。
- ④ 高級料理のサーモン・ステーキに使われるキング・サーモン(サケの王様)についても、わが国ではマスノスケ(親方)と呼んでいる。
- ⑤ カラフトマスの方がシロザケより油が多く美味であり、英米向輸出の場合カラフトマスの方が約10%高い。
- ⑥ マスと表示することにより、養しよくのマスと誤認されるおそれがある。

## 2. 養しよくされているマスの魚種

ニジマス サケ科ニジマス属(*Salmo*) 英名 トラウト

カワマス ■ イワナ属(*Salvelinus*) 英名 チャース

サケ属にくらべて小形であり、河川、湖沼で成育、そのまま2~3回産卵する。

- ◎ 以上により、分類学上および国際的通念から見て、サケ属の魚種の呼称はサケ(サーモン)に統一する必要がある。

## パインチップジュース打合せ

日 時 昭和43年6月26日 10.00~12.00時

場 所 日本製缶協会 応接室

議 題 パインチップジュース缶について

出 席

日本製缶協会 専務理事 阿江伸三氏

事務局長 山崎力氏

日本缶詰協会 常務理事 平野孝三郎氏

全国缶詰問屋協会 専務理事 北田久雄氏

全国パインアップル缶詰内販会 氏

沖縄輸出パインアップル缶詰組合 山里長芳氏

沖縄パインアップル輸入協会 松村宣男氏



某社では新製品として「パインチップスジュース」を試作し市販を計画中であるが同製品は200g缶で固形量60g、糖度18°となっており、シラップ漬とジュースの変形といったようなもので、表示に偽りはないとしてもこの種製品が出回るとなると他のフルーツ缶にも波及しかねないし、パイン缶ならびにパインジュース缶にも種々悪影響を及ぼす危険があるため、当事者を招き説明を求め、検討した。

業界としてはこの種製品は歓迎できないとの立場であるが、6月27日に全国

パインアップル缶詰内販会のパイン缶表示基準打合会の席上で再度打合せすることとなった。

## 公正競争規約に関するパイン缶表示打合会

日時 昭和43年6月27日 14.00～15.00時  
場所 (株)北洋商会 7階会議室  
議題 1. 公正競争規約施行規則のパインアップル缶詰表示基準  
に関する件  
2. その他

### 出席

全国パインアップル缶詰内販会	会 長	浅井二郎氏
全国缶詰問屋協会		
日本パインアップル輸入協会	事務局長	福永友二郎氏
沖縄パイン缶輸入協会(会長店)		石川禎勇氏
〃 (副会長店)		川島義規氏
〃		矢島明氏
〃		屋嘉宗顕氏
沖縄輸出パイン缶詰組合		山里長芳氏
日本製缶協会	事務局長	山崎力氏
日本缶詰協会	常務理事	平野孝三郎氏
三菱商事(株)	食品第3課長	丸山常史氏
リパテイ商事(株)	食品部長	竹下章氏
〃		今井利雄氏
全国缶詰問屋協会	専務理事	
全国パインアップル缶詰内販会	事務局長	北田久雄氏



## ※ 打 合 会 討 議 の 概 要

公正競争規約の設定は、6月17日大阪、6月20日東京で公聴会が開催されたが、パイン缶詰の表示に関してはまだ十分に関係諸団体間で打合せがなされておらず、近く認定の運びとなるがパイン缶詰の表示はこのまゝの基準では現実とそわないため早急に検討し改正する**必要**が生じこの打合会の開催となったものである。東京での公聴会において事務局説明として日缶協平野常務理事から「パインアップル缶詰の表示はいま琉球において労力不足に対処して検査規格を一部改正する作業を進めているので、この点については修正されることになると思うので、ご諒解を得たい」と発言し、議事録にも記録されている事項である。

### 1. 改正すべき箇所

「公正規約施行規則に記載すべき事項及びその内容」の「内容量」の表示基準について、種々検討の結果次のように変更し、公取委に要請することになった。

旧	修 正
ただしパインアップルかん詰にあつては、琉球政府の定める琉球物産検査所規則第51号にもとづく基準により標示すること。	ただしパインアップルかん詰にあつては琉球政府の定める琉球物産検査所検査規格にもとづく基準により標示すること。

「食品かん詰の表示に関する公正競争規約(案)」別表3、形状のパインアップルの項。

旧	修正
輪切りのものにあつては「輪切」又は「ラセンスライス」2ツ割のものにあつては「2ツ割」4ツ割のものにあつては「4ツ割」6分円のものにあつては「6ツ割」6分円から16分円に切断したものを混合したものにあつては「ピース」と示すこと。	輪切りのものにあつては「スライス」(輪切)2ツ割のものにあつては「ハーフ」(2ツ割)6ツ割のものにあつては「チビット」(6ツ割)8ツ割から16割に切断したものを混合したものにあつては「ピース」と示すこと。

## 2. 沖縄パイン缶詰品名及び形態と今後改正される点

現行の沖縄パイン缶詰の規格。

形態	加糖	無糖	備考
ホールスライス	R P Y W		
スパイラルスライス	R P Y S		
ハーフ	R P Y H		
チビット	R P Y T		43年以降規格は残るか注文生産
ピース	R P Y P		43年規格変更
クラッシュ	R P Y C	R P C	43年より製造中止 R P Cは1号又は特1号のみ
アンソーテット	R P Y V	R P V	最盛期のみ許可

## 公正競争規約事務局打合せ

日 時 昭和43年6月29日 13.00~17.00時

場 所 日本製缶協会 応接室

議 題 1. 公聴会後の公取委側意見に関する件  
2. そ の 他

出 席

日本製缶協会	専務理事	阿江伸三氏
・	事務局長	山崎力氏
日本缶詰協会	専務理事	隅野勇氏
・	常務理事	平野孝三郎氏
・		渡辺麟太郎氏
全国缶詰問屋協会	専務理事	北田久雄氏

☆ ☆ ☆

日本缶詰協会事務局では、公正競争規約に関する公聴会終了後、公取委側が、どのような意見をもっているかについて打診して見たところ、大要次のような意向を持っていることが明らかとなった。これに基づき申請3団体事務局では一応内部打合せを行ない、あらためて業界側の考え方を進言するため本打合会を開催したものである。

公取委側修正意見	3団体事務局打合結果
<p>1.原材料名で標示を省略できるものについて</p> <p>1) 規約第3条2の(2)の(ロ)の文言修正。</p> <p>「一般消費者の商品選択に当り、重要でないと認められる原材料の種類名」</p>	<p>1) 重要でないと認めるのは誰が認めるかが問題点となっているので次のように修正する。</p> <p>「消費者の商品の選択に当り、一般的に重要でないと認められる原材料の種類名」。</p>

2) 食品衛生法で標示義務のない  
缶詰に使用する添加物の種類  
の調査

2. 「原材料も多いものの順」は経済  
価値の高いものについても考慮し、  
規則にうたうことの可否。

3. ハム、ソーセージ、ベーコン類の  
製造年月日は記号を用いず具体的  
に示すことについて。

4. 特選、精選等について

1) 標示用語を一つに統一すること

2) 化学調味料、結着材(重合リン  
酸塩)、酸化防止材、発色材、  
香料などがあるが、この件につ  
いては公取委の参考とし質問が  
あつた程度のも。

但し規約7の(2)の規定消の可否。

2. 経済性の判断を誰がするか問題  
となるが、「多いものの順」を  
「主なものの順」と規則又は内規  
に読みかえるが、第2案としては  
規約の条文に「主なものの順」と  
うたい込む。

3. 缶詰の製造月日は略号でなくデ  
イトそのものである。従つて施行規  
則10項の製造年月日のうち「略  
号の標示は」とあるのは「略号」  
を削除する。

また公取委へ再度サイドレターを  
提出することも話われた。(別紙)  
農林、厚生両省に法の改正に極力  
努力する。

4.

1) 特選のみに統一する。

との可否。

2) かにの金線、銀線等との関連性

3) 三越特選等について

4) チェックの方法について

5. 徳用の標示とその基準を検討

6. 内容量の基準について

規約第6条に「日本農林規格」に準ずる旨を記載する。

2) 金線は特選等に関連があるのかどうかの質問であるが、これは特選とは別個のもの。

金線、銀線についてはみだりに乱用しないよう時間をかけてまとめてゆく。

3) 表示としては可。但しすべてJ A B 4点以上でなければならぬ。

4) 特選のチェック方法は協議会において検討する。自主的にどうしてやるかが問題であるが、協議会内に専門委員を置く方法も考えられる。一つの方法として事前検査か後事検査かいずれがよいかについても検討の余地がある。

5. 「徳用」の標示は使用しないことが望ましいが、これを内規にうたうかどうか再検討する。

6. この件は施行規則にあり込まれているので問題なし

7.公正取引協議会規則に特定な問題を審議するため消費者を含めた諮問機関設置の規定することを検討。

8.協議会の事業に苦情処理を加えることを検討。

9.外来語について

指摘している用語

ライトミート

チャンク…○切(チャンク)

ボタン…ボタンスタイル、ボタン状

ピース…小切(ピース)

10.アスパラガスの「選別詰」、「混合詰」が色別によるものであることを明確にするよう基準の文言を修正する。

7.諮問委員会(のりの例)を設けることが考えられる。これは協議会の会則に織り込めばよい。

8.表示に関する苦情は協議会が受けて立つ。

第9条(6)の中に加えるか又は新たに設けることなどを今後検討する。

9.この外来語だけは何とか改めて欲しいとの公取委の強い希望であるが

「ライトミート」「チャンク」は鮪組合に問合わせることにする。

ボタンは「ボタン状」としてもよいのではないか。

ピースについては美しい言葉で適格でないとの公取委意見だが、品目によつてそれぞれ状態が異なり、適当な日本語がないため、これを押し切る。なお小売店頭にてPRする。

10内容個数は規則の別項でうたわれているので『頭部が白色又はわずかに帯色したものを基部の太さにより6段階に分けたものにあつては「選別詰」』を『頭部が白色又はわずかに

	<p>帯色したものにあっては「選別詰」に改める。</p>
<p>11, みかんのブロークンの基準の文言の修正。</p>	<p>11, 農林規格の文言に改める。すなわち「<math>\frac{1}{2}</math>以上の原形を保った果肉粒をつめたものにあっては」を加える。</p>
<p>12, 魚肉、畜肉野菜煮の肉量を示す場合、実際の配合の割合を示すことの可否。</p>	<p>12, 規則別表 5 の 1 の(1)の最後に「但しさけ類と筍を配合したものにあっては肉 60 以上」を加える。さけ筍以外のもので実際の肉量を示すものは J A S の改正後に検討する。なお宣伝のうてで示すことは差支えない。</p>
<p>13, 保存期間</p>	<p>13, 不可能である。</p>
<p>14, 脂肉を肉として配合量に含ませないことについて。</p>	<p>14, 食肉組合に連絡を取る。牛脂を肉と認めないことを正式に申し入れる。</p>

〔ハム、ソーセージ及びベーコン類缶詰の製造年月日の表示について〕

食品衛生法施行規則の一部改正に伴う省令の通達により表記缶詰について、

製造年月日の略号標示は認めないということであつたが、これに対して日缶協では田上会長名をもつて6月4日付で厚生省環境衛生局長松尾正雄殿宛に下記の文書を提出した。

ハム、ソーセージ及びベーコン類のかん詰の  
製造年月日の略号標示についてお願いのこと

拝啓 いよいよご清栄のことおよろこび申し上げます。

平素は当業界にたいし、種々ご指導をいたさき、ありがたくお礼申し上げます。

さて、昭和42年10月23日付環乳第7083号による食品衛生法施行規則の一部を改正する省令の施行通達にもとづき、表記かん詰について製造年月日の略号標示が認められないことになりましたが、このことはすべての食品かん詰の製造年月日の標示に関連をもつことでありますので、下記理由により、従来どおり略号による標示をお認め下さるよう格別の配慮をお願い申し上げます。 敬 具

#### 記

1. 食品かん詰の製造年月日の記号による標示は、食品衛生法のほか、輸出検査法および農林物産規格法により、義務づけられていること。
2. 食品かん詰は貯蔵性の高い加工食品であるから、その品質に関する製造後の経時の変化はすくないので、消費者の商品選択の手段としての製造年月日の標示の必要性は特にみとめられないこと。
3. 現行の製造年月日の記号は、すべて4文字をもつて表わすことになつてゐるが、すでに中学校・高等学校の教材に内容がとりあげられており、簡単な説明を加えることによつて、容易に解説できるものであること。



4. 口径の小さいかん詰の場合、現行方式の品名、工場名および製造年月日を三段に組合せて刻印する場合、かん蓋の表面積より見て、製造年月日については、4文字以上の表示は技術的に困難であるとみとめられること。
5. WHO/FAO 合同食品規格委員会の食品表示委員会においても、製造年月日の表示について審議されているが、貯蔵性が低く腐敗し易い食品は別として、食品かん詰に製造年月日を表示することは、米英をはじめ各国共きわめて消極的であり、製造年月日の表示を必要とする食品については、あらためて商品別規格委員会で検討することになつてゐること。

## 共同宣伝打合せ

日 時 昭和43年6月14日 16.30~17.30時

場 所 日本製缶協会 会議室

議 題 1. 共同宣伝開幕1,000人パーティーの件

2. 共同宣伝展示即売の件

3. その他

出 席

日本製缶協会 専務理事 阿江伸三氏

・ 事務局長 山崎力氏

全国缶詰問屋協会 専務理事 北田久雄氏

日本缶詰協会 ・ 隅野勇氏

・ 部長代理 村井武夫氏

学識経験者 (森永) 小平裕氏

日本蜜柑缶工組	専務理事	村 上 延 衛 氏
日本農産缶工組	コーン部 会長(代)	横 尾 正 登 紀 氏
		清 水 文 明 氏
(株) 博 報 堂		小坂井氏 ほか3名
(株) 電 通		安 東 氏 ほか2名

☆             ☆             ☆

6月4日、博報堂、電通の2広告代理店提出のデパート、団地向け展示即売（博報堂）、缶詰ショー（電通）のプランニングをもとに関係団体事務局間で検討を行ない、手直し部分を代理店側で再プランしたものを日を改めて協議することになっていたが、ようやく修正されたプランニングができあがったので、これを中心に共同宣伝の具体的実施方法の固めを行なった。

## ※ 打 合 会 の 概 要

### 1. 観ケ関ビル缶詰1000人パーティー

6月28日午後2時から6時まで観ケ関ビル35階、36階で共同宣伝開幕の意味を兼ね、一般消費者1,000名招待の缶詰試食1,000人パーティーを開催する。また同会場において日刊新聞の記者、料理、雑誌、業界紙、テレビ、ラジオの記者100名を招き、記者発表会を開くこととなり、細部の打合せを行なった。なお一般招待者募集は6月20日の朝日新聞夕刊全7段広告で呼びかける。

35階会場には無償提供による缶詰を展示し、招待者には36階展望券を無料サービスする。

### 2. 展 示 即 売

デパート、スーパー、団地の展示即売、料理実演については、博報堂において会場の交渉を進めているが、参加ブランドによる細部的問題は日缶協、全缶協の事務局と打合せつゝ進行させることになった。

## 「缶詰はおトクです」

### 共同宣伝いよいよ幕開け

6月28日の36階霞ケ関ビル缶詰1,000人パーティーを皮切りにいよいよ本年度の缶詰共同宣伝がスタートすることになったが、この「36階霞ケ関ビル缶詰1,000人パーティー」の缶詰料理試食パーティーへの招待は6月20日朝日新聞夕刊(全7段)の広告で呼びかけたところ、多数の応募ハガキが殺到し反響を呼んだ。この缶詰1,000人パーティーの一般公開は2時～6時までで行なわれたが、その前の1時からマスコミ関係の日刊紙、料理雑誌、業界紙の記者約100名を招き記者発表を行ない共同宣伝の幕開けとして催されたものである。業界関係者の出席は製缶協会高橋会長、全缶協浅井会長をはじめとして隅野、阿江、北田各専務理事など約100名が参列した。会場ははなやかな装飾を施し、先きに業界から無償提供のあつた缶詰6品目が会場中央にディスプレイされていた。また試食のための缶詰料理は東京会館の一流料理人が腕をふるつたもの。

まず開会にさきだち、司会はTBSの露木アナウンサーが担当。業界を代表し日本製缶協会高 芳郎会長が大要次のような挨拶を行なつた。

「本日は皆様方お忙しいところ、私どものこの催しにご出席いただきありがとうございますございました。

本日は日本缶詰協会の田上会長がご挨拶申し上げるはずでありましたが、田

上会長がよんどころない所用で出席できませんでしたので、代つて私からご挨拶申し上げます。

このたびの私どもの共同宣伝は、一般消費者の方々に缶詰の真の価値を理解していただき、より多く食生活の中に採り入れていただくことを願ひまして、積極的に啓蒙P・Rを展開するという趣旨でございます。

現在、缶詰の消費量は一世帯当り年間（1人当り30缶）120缶となつておりまして、戦前の（昭14～15、1人当り4缶）16缶に較べますと飛躍的に増加したといえるわけでございますが、一方アメリカやヨーロッパの先進諸国では、更に大量の缶詰が消費されております。例えばアメリカでは1人当り年間の消費量は日本の約20倍、イギリスでは約5倍になつております。

もちろん、わが国でも所得の上昇、食生活の洋風化に伴い、缶詰の消費量は次第に増加する傾向にございます。

現在の缶詰生産高は、8,100万函、金額にして2,100億円に達し、このうち約2億ドル（720億円）を輸出し、農水産物輸出高の $\frac{1}{3}$ 以上を占めておりますが、缶詰の消費を、今後更に拡大するためには、消費者の方々に缶詰の正しい価値、つまり缶詰は経済性、栄養、衛生面、保存性、便利さなど、あらゆる面からみて理想的な保全食品であるということをご認識いただくことがどうしても必要でございます。

したがひまして、この消費者P・Rを展開し、消費の拡大をはかるといふことは、缶詰業界、関連業界あげての重要な目標にもなるわけでございます。そこでさし当り、本年度から3ヶ年を一つの区切りといたしまして、缶詰業界、関連業界打つて一丸となり、共同宣伝を実施することになつたわけでございます。

本年は、「缶詰はおトクです」のスローガンのもとに、みかん、まぐろなど6品種をとりあげ、これを核としまして缶詰のキャンペーンを展開すること

にしております。

みなさまの一層のご支援、ご協力をお願いいたしまして、ご挨拶いたします。」

このパーティーを幕開けとして、7月からTBS「お早ようニッポン」の番組に組入れられるほか、展示即売会、車内中吊広告、料理講習会、新聞広告など次ぎ次ぎと一大共同宣伝が展開されることになった。

### 共同宣伝に関する記者会見

6月26日午後1時より日本製缶協会会議室において業界新聞記者10名を招き、具体的に煮詰めてきた缶詰の共同宣伝につき日缶協、製缶協、全缶協の各専務理事は記者会見し、今後の実施予定の発表を行なった。

## 山形缶協との果実缶詰懇談会

日 時	昭和43年6月6日	13.30~16.30時
場 所	山形市旅籠町3丁目1~4	食糧会館 4階会議室
議 題	1. 新物チエリー缶詰について 2. 新物桃缶詰について 3. その他	
主 催	社団法人 山形県缶詰協会	
参 加	全国缶詰問屋協会果実部会 山形県園芸特産課	

出席者〔全缶協側〕

会 長 浅 井 二 郎 氏

果実部会長 野 田 喜三郎 氏

ほか果実部会員 14名。

〔山形缶協側〕

会 長 内 田 一 郎 氏

ほか 21名。

〔山形県園芸特産課〕

農林部園芸  
特産課長 留 場 俊 光 氏

補 佐 原 田 清次郎 氏

〔製缶会社〕 4名。

☆ ☆ ☆

チェリー缶詰の製造シーズンを目前にして、山形缶協では、全缶協果実部会との懇談会を開催したいとの呼びかけがあり、これに対して全缶協側は6月5日に果実部会を開き、あらかじめ内部の意見統一を行なつたうえ、この懇談会に臨み、チェリー缶詰を中心として新物桃缶詰などについて意見の交換を行つた。

### 留場特産課長の挨拶

山形県の果実に関しては山形県加工果実需給安定委員会を中心として原料対策を検討し、本年は一つのレールを敷いた。その主なものはさくらんぼ、桃、洋梨であるが、これらは原料供給者と利用者間に長期契約を行ない、その安定策として原料価格に上限と下限を設け、その線に沿つて3年間継続してゆこうというものである。従つて原料がいくら安くなつても、高くなつて

も原則的に上限、下限の範囲内において取引することになっている。山形県においては5割が商人であることがことしはじめて山形県青果商組合連合会が発足したので今後が大いに期待される。チェリー原料については、山形缶工組との一貫契約により下限キロ当たり145円、上限175円で約30円の開きがあるがこの内部的調整は両者間で話合つて決めることになっている。

ももは下限キロ当たり25円、上限35円とするとの話合いがあり、また洋梨は下限キロ当たり18円、上限25円と申し合わせている。

この原料値段は商社側とよく相談したかつたのだが、県としては前向きの検討を行つてきた。

需給安定委員会はことしで5年目を迎え、需給安定対策がこのようなかたちで決まつたもののまだ県外工場についての問題をどうするかが残されている。

### 浅井全缶協会長の挨拶

いよいよ昭和43年の果実缶詰の生産シーズンを迎え、われわれ販売を担当する問屋業者、パッカー、原料生産者、山形県庁のみなさんとご懇談できるということはご同慶にたえない。私どもとしては本年も何とか日本の缶詰産業発展のため努力したいと考えているが、よろしくご協力のほどお願いしたい。山形の缶詰は他県に比し大きく躍進していると思う。

私どもが唱えてきたこと、また将来も唱えたいことは日本の缶詰産業はもつと発展の余地があるということである。

アメリカではアグリカルチャーと工業が密接に結びついており、缶詰の生産は壘詰めを含め年間18億ケースも生産し、このように恵まれたアメリカにおいてすらアグリービジネス方式をあみだして業績をあげているにも拘らず、日本の農業、工業はにらみあつて仇打ちのような関係にある。生産はより高く、販売はより安くという考え方では、こんな狭い土地、国柄では高度の缶詰を発展させることはできないと思う。

容器担当の製鉄、製缶、缶詰販売、貿易もまたこの缶詰産業を円滑に行政指導する意味において政府をも含め日本的アグリビジネスをうちたてるべきだとの考えのもとに全缶協は努力してきた。しかし昨年のももは園芸特産課の課長の努力にも拘らず、われわれが望むところではなかった結果が生じた。缶詰発展を願っている途上においてあゝということがあつてはならないと考えている。

先ほど加工果実の安定対策についてその第一歩が具体的に生れつつあるとの話を賜わつたが、その精神が「安定」に通ずるのだと思う。むろん安定帯の位置と生産数などにおいて議論はあろうが、基本的考えとしては全缶協は賛成である。

山形県の缶詰生産は相当数に達しているが、この缶詰を日常の食生活に密接に結びつく商品にするためには、原料は当然安定化されなければならない。私どもが唱えている日本のアグリビジネスの一環として本年共同宣伝の実施作業があらたにすゝめられているが、これは昨年はじめて3,000万円の予算でみかん缶詰の共同宣伝が実現しそれが契機となり、またこうした価格安定帯の裏づけとして常に消費の拡大を叫んできたわれわれの意見が通り、製鉄、製缶側から年間1億3,000万円が拠出され向う3年間、缶詰の共同宣伝を実施することが決定した。なるべく将来メーカー、問屋側もこれにうわ積みして缶詰産業のレベルアップをしたいと考えている。メーカー、問屋の宣伝費拠出にはその徴収方法に問題があるので、宣伝費の拠出は製缶、製鉄側から拠出される。たゞし本年に限り3,000万円の海外宣伝をするため1億円ということになるが、宣伝対象は6品目とし、今月の末ごろから開始となる手筈である。

もも、みつ豆缶詰は山形県にとって重要な産業であり、アグリビジネスの一環として順次固まりつつあることはよろこばしいことで、原料安定化のためにはすべての歩調を揃えながら発展させ、同時に自由化への防衛的体制も



取つて行かなければならない。

そうした意味で今回の懇談会は意義がある。」

浅井会長の挨拶に続き、昭和42年産加工果実の生産、販売実績ならびに43年度加工果実の需給見通しなどにつき、山形県園芸特産課より説明がなされた。(チェリー、桃に関する資料は最終頁に掲載)

なお、さくらんぼの作況調査は第1回4月30日～5月1日、第2回は5月27日～5月28日(受精調査)に行なつたが、第1回目の調査より第2回目は若干良好の結果が出たとの説明があつた。第3回目は6月10日～6月11日に行なわれる。

また三和缶詰株式会社取締役社長の今野善之氏は山形県内チェリー、もも缶の製造計画について「さくらんぼの加工向けは250トン程度増える見通しだが、原料購入契約は昨年並みもしくは若干上回りの申込みがあると思われる。白桃についてはまだ時期的に早いが、昨年よりは多少上回るのではないかと見られる。たゞ労務状況は樂觀は許されず、生産もこのため相当制約されるのではないか。従つて大巾に増えるということはあまり考えられない」と語つた。

またこの懇談会において野田果実部会長はチェリー、桃缶詰の缶詰協としての考え方について次のように語つた。

### 野田果実部会長の発言

「チェリー缶詰は、昨年度は安定した状況にあつたが、一方悪く言えば魅力のない商品であつたと言える。昨年は前半を低くスタートし、後半高値のムードづくりで臨んだが、最初は吸い込みがあつたのに後半はどうもうまくゆかなかつた。当初生産は60～63万箱程度と見ていたが、リバックものが出て現在の在庫は正常在庫プラスリバックものが関東を中心に辺在している。関西筋は大体消化したものの新物意欲は昨年ほどに活発でない。

ことしのチエリー缶詰は供給量を上回るのではないかと覚悟している。昨年の原料価格はキロ155円であつたが、ことしはわれわれの仕切については現状から考え合わせ昨年より下回つた価格を希望したい。製品価格は90円以内におさまるようお願いしたい。チエリー缶詰も洋梨同様宣伝が必要であり、宣伝によつて特定の需要喚起を図るべきである。

もも缶詰は過去4回にわたり打合せてきたが、われわれとしては特に早生に対する飛び出し価格を心配しており、早生のつゝこみ如何が中生に大きく影響することをおそれている。上限、下限の巾はともかく、是非とも下限の線に近づけていたゞきたい。末端小売は本年も60円を希望する。」

## 市販パイン缶詰関係研究会

パインアップル缶詰関係研究会は、主催=日本パインアップル輸入協会、沖縄パインアップル缶詰輸入協会。後援=日本缶詰検査協会。協賛=全国パインアップル缶詰内販会により6月20日名古屋市中村区米屋町2～67大東海ビル（7階）で開催された。これはパインアップル缶詰の需要増に対し、なお一層の品質向上と規格の維持を図ることを目的として行なわれたものであり、出品点数は66点であつたが、国内パック品2点も参考品として出品された。午前中は農林省、経済局松月典照技官、日本缶詰検査協会鈴木輝男常務理事により関係者立会のもと表示、量目、糖度、色沢、肉質、形態、液汁、香味など細部にわたり慎重に審査され、午後2時30分から審査結果の発表が行なわれた。総合的にみた採点は次のような結果であつた。

	A	A'	B	B'	C	D	計
台 湾	2	2	1				5
米 国	5	5					10
比 国		1	1	1			3
マ ラ ヤ			3				3
濠 州			3	1			4
沖 繩	1	9	17	9	4	1	41
計	8	17	25	11	4	1	66

## 事 務 局 報 知

### 中島董一郎氏全缶協顧問を承諾

(株)中島董商店代表取締役中島董一郎氏に顧問を委嘱(月報5月号掲載)中であつたが、6月5日ご自身が就任承諾書をご持参になり、全缶協顧問を承諾された。これで全缶協顧問は次の3氏となつた。

#### 顧 問

国 分 勘 兵 衛 氏 (株式会社 国分商店 取締役社長)  
 岩 井 感 吾 氏 (株式会社 松下商店 取締役社長)  
 中 島 董 一 郎 氏 (株式会社 中島董商店 代表取締役)

## 会 員 消 息

### 〔 社 名 変 更 〕

㈱松屋（神戸市生田区三宮町3の2 6代表取締役松永武二）の社名を、7月1日から変更し、一層社業の発展を期すことになった。

新社名 神戸松屋珈琲株式会社

### 〔 祝 賀 パ ー テ ィ 〕

㈱小網（中央区日本橋小網町3～2）では、ことし創立40周年にあたりそれを記念し6月28日11.00時からホテルオークラにおいて関係者多数を招き、創立40周年記念パーティーを開催した。

### 吉住みつ江さん死去

㈱田中邦太郎商店（川崎市本町1～6～8）専務取締役吉住恒文夫人は、かねて川崎市立病院で療養中のところ、6月25日午前6時30分逝去。享年89。告別式は27日午後1時から2時まで川崎市本町1～6～8の自宅で執り行なわれた。

## 関 連 団 体 報 知

### 〔 缶 詰 懇 談 会 〕

日本缶詰協会では、6月19日正午から東京日比谷公園内の松本楼で、消費者団体、関係団体と缶詰料理の試食ならびに懇談会を開催した。

I 昭和42年産果実缶詰の生産実績(丸缶製箱)

品目	昭和42年 生産実績		毎月1月東京標準価格(キログラム・円)				加工原料価格(キログラム・円)		41年度おろし缶詰				
	(A)	(B)	(A/B)		円		円		丸缶	割合%			
	山形県生産量	全国生産量	山形県の占める割合%	円	円	円	円						
おろし	ケース 507,044	ケース 698,189	73	40	41	42	43	40	41	42	山形	334,167	63
白肉桃	1,197,525	3,499,264	34	90	110	100	100	87	88	12	福島	91,664	17
黄肉桃	229,855	751,091	31	90	100	100	100	83	47	15	東北4県	93,601	18
なし	193,954	493,584	39	85	100	100	100	15	15	18	計	526,341	100

II 昭和43年産加工果実の需給見通し(43年1月)

品目	項目	販売見込			販 売 見 込			
		生産見込		加工向	生食向	計	商品化率	加工割合
		栽培面積	生産見込					
おろし		1,000 ha	6,500 t	4,900 t	1,300 t	6,200 t	95%	70%
白肉桃		1,520	33,600	25,800	6,000	31,800	95	81
黄肉桃		400	9,700	9,200	—	9,200	95	100
西洋なし		800	11,500	5,000	4,500	9,500	82	53

Ⅱ 昭和42年産加工果実の生産、販売実績

品目	生産量 トン	商品 化率		(A)		(B)		(C)		(D)		(C+D)		全国 生産量 トン	山形県 の割合 %
		%	%	販売量 トン	加工 割合	加工向 販売量 トン	加工 割合	県内 工場向 トン	県外 工場向 トン	県外産 移入量 トン	県内工場 総入荷量 トン	県外産 移入量 トン	県内工場 総入荷量 トン		
おろとろ	6,240	95	79	5,950	4,700	79	79	3,630	1,070	77	370	4,000	8,490	73	
白肉桃	33,200	90	84	29,900	25,100	84	84	19,600	5,500	78	3,390	22,990	213,800	15	
黄肉桃	8,800	90	100	7,900	7,900	100	100	6,400	1,500	81	150	6,550	18,900	56	
西洋なし	10,200	81	52	8,300	4,300	52	52	3,700	600	86	0	3,700			

Ⅲ 昭和42年産加工果実の集出荷実績（パーセント）

品目	県内工場向け				県外工場向け				合計	
	農協連 割合	単協 直接	商人	特約組合 その他	農協連 割合	単協 直接	商人	計		
おろとろ	32	0.8	48	22	19	81	100	29	100	15
もも	33	5	37	25	41	59	100	85	100	20
西洋なし	41	2	33	24	77	23	100	46	100	20

